



MINISTRY OF INDUSTRY AND TRADE
VIETNAM CHEMICALS AGENCY

ベトナムにおける 化学物質管理政策の最新動向

レ・ビエット・タン (LE VIET THANG) (理学修士)

商工省 ベトナム化学品庁

電話: +84 982230483 Eメール: Thanglv@moit.gov.vn

2018年11月

ベトナムの紹介



首都



ハノイ

公用語

ベトナム語

民族

- ベトナム人^[b] 85.7%
- 53の少数民族 [図を参照]

宗教

- 民族宗教 または 無宗教 73.2%
- 仏教 12.2%
- キリスト教 8.3%

政府

マルクス・レーニン主義一党社会主義共和制

面積

- 合計
- 水域 (%)

331,230.8^[4] km² (127,888.9 mi²) (65位)
6.4%^[5]

人口

- 2016年推定値
- 密度

94,569,072人^[6] (14位)
276.03人/km² (714.9人/mi²) (46位)

GDP (PPP)

- 合計
- 一人当たり

2018年推定値
\$7057.74億^[7] (35位)
\$7,463^[7] (128位)

通貨

ドン (₫) (VND)

時間帯

(UTC+7)



内容

ベトナムにおける化学物質管理制度の概要

化学品法

政令113/2017/NĐ-CP

通達32/2017/TT-BCT

国家化学品インベントリ/データベース

SCM (健全な化学物質管理) に向けた動き

国家による化学物質関連の活動のライフサイクル別管理 (2007年化学品法)

省	輸入 / 輸出	生産	取引	輸送	用途	廃棄
商工省 (MOIT) – 所管範囲	すべて	すべて	すべて	-	産業	-
天然資源環境省 (MONRE)	POPs、廃棄物	-	-	POPs、廃棄物		POPs、廃棄物
農業農村開発省 (MARD)	作物保護、農薬	作物保護、農薬	作物保護、農薬	-	作物保護、農薬	-
保健省 (MOH)	医薬品、殺虫剤	医薬品、殺虫剤	医薬品、殺虫剤	-	医薬品、殺虫剤	-
交通運輸省 (MOT)	-	-	-	主管	-	-



ステークホルダーの参画プロセス

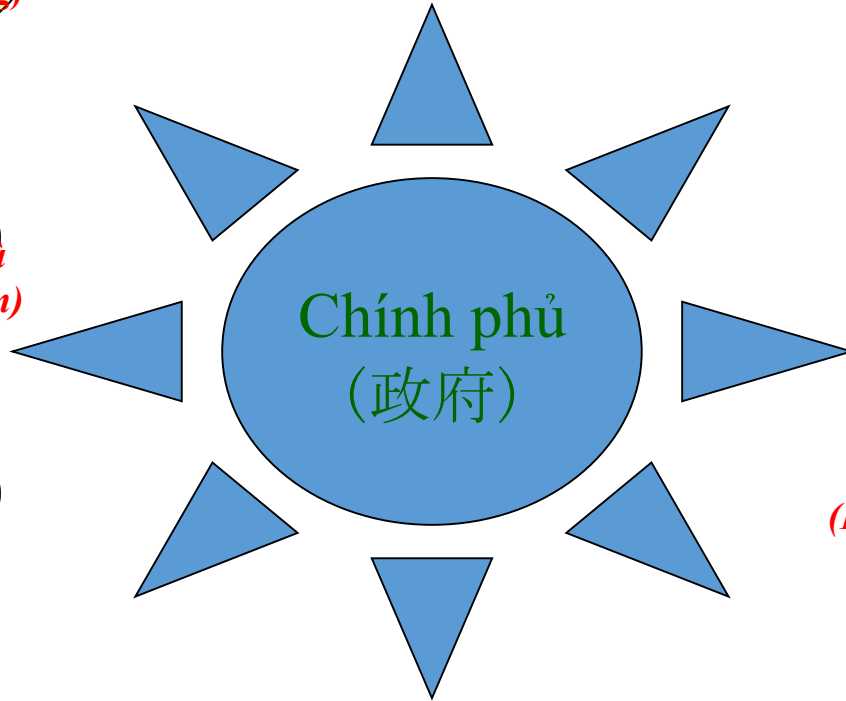
関連するステークホルダー

MOIT
(Bộ Công Thương)

MARD
(Bộ Nông nghiệp và
Phát triển nông thôn)

MOJ
(Bộ Tư pháp)

MOST
(Bộ Khoa học và Công nghệ)

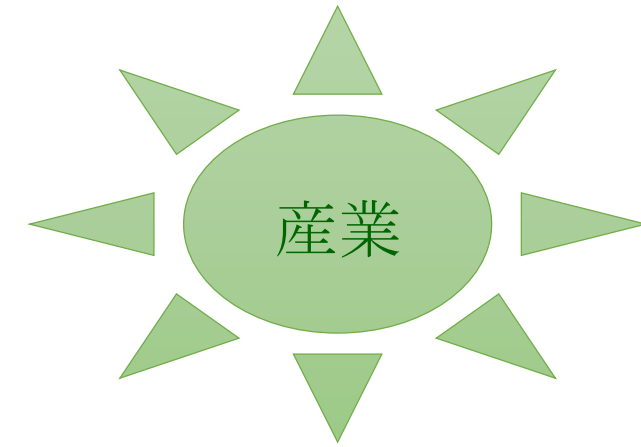


Peop. Comm.
(Địa phương)

MOH
(Bộ Y tế)

MOLISA
(Bộ Lao động-Thương binh và xã hội)

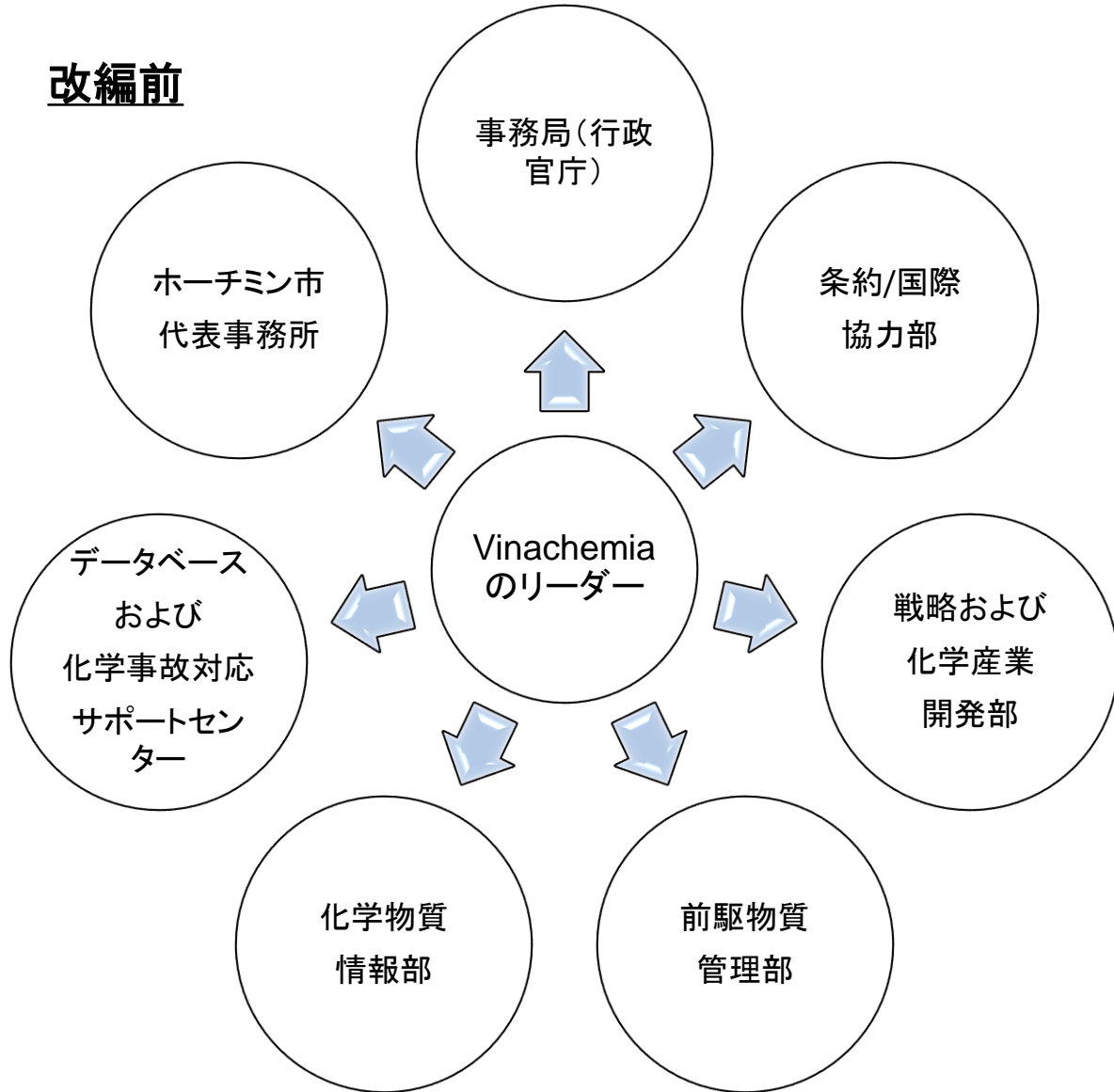
MoNRE
(Bộ Tài nguyên và Môi trường)



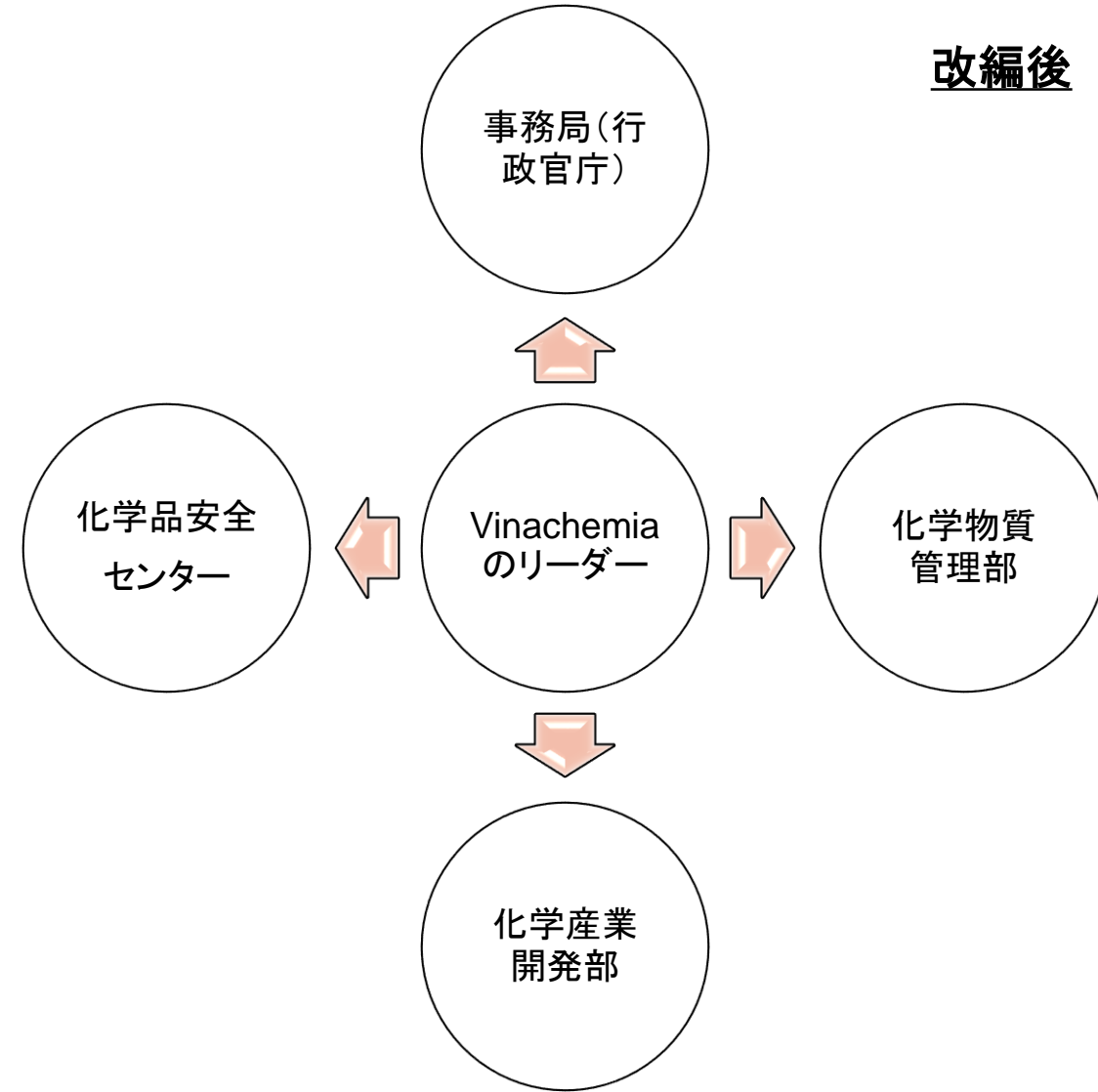
MOIT: 商工省、 MARD: 農業農村開発省、 MOH: 保健省、 MOST: 科学技術省、 MONRE: 天然資源環境省、 MOJ: 法務省、
MOLISA: 労働・傷病兵・社会省、 Peop. Comm.: 人民委員会

Vinachemia (ベトナム化学品庁) の新体制

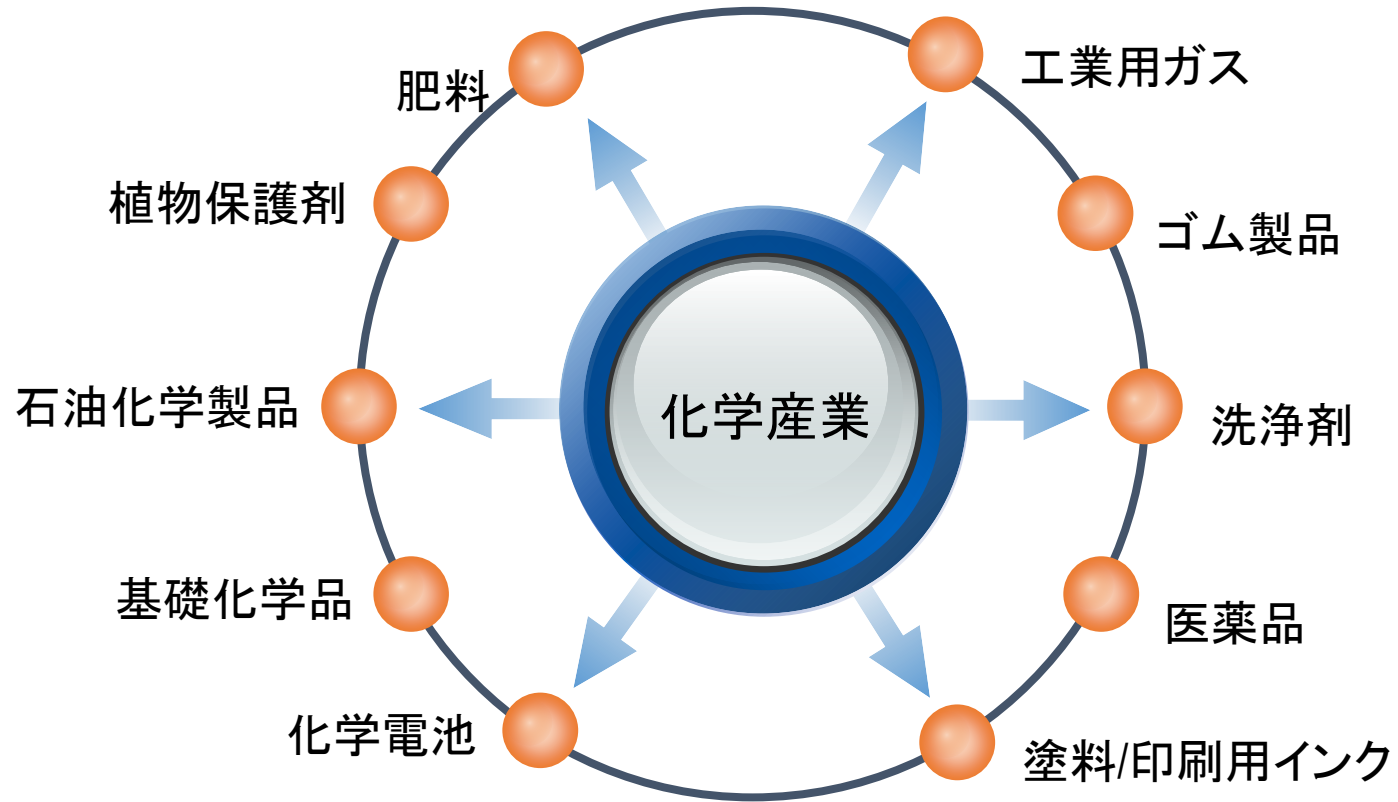
改編前



改編後



ベトナムの化学産業



ベトナムの化学産業

製品	量/年	国内需要に対する供給能力
肥料	7,045,000トン	80%
植物保護剤	129,000トン	15%
基礎化学品 (H ₂ SO ₄ & NaOH)		15% (100%輸入の重曹、硫黄、工業塩を除く)
マスタープランに記載されているH ₂ SO ₄ (98%)		
マスタープランに記載されているNaOH (100%)	130,000トン	
電池 (標準的な電池)	454,000,000	モーターや車に使用される一般的な電池は66%。特殊用途の電池は100%輸入
工業用ガス (O ₂ 、N ₂ 、CO ₂ 、C ₂ H ₂ など)		国内需要を満たしている
ゴム製品 (車、バイク、自転車用チューブやタイヤ)	150,000,000	75%
石油化学製品 (全種類)	ポリスチレン 128,000トン PVC 290,000トン PET繊維 320,000トン	石油化学製品は、ほぼ輸入品
洗剤	1,031,000トン	6.0～6.5kg/人 (ベトナム企業用)
塗料/インク (化学塗料)	441,000トン	平均3～4kg/人で 80%
医薬化学品	500,000トン	高品質インクはほぼ100%輸入 10% (90%以上の材料を輸入)



内容

ベトナムにおける化学物質管理制度の概要

化学品法

政令113/2017/NĐ-CP

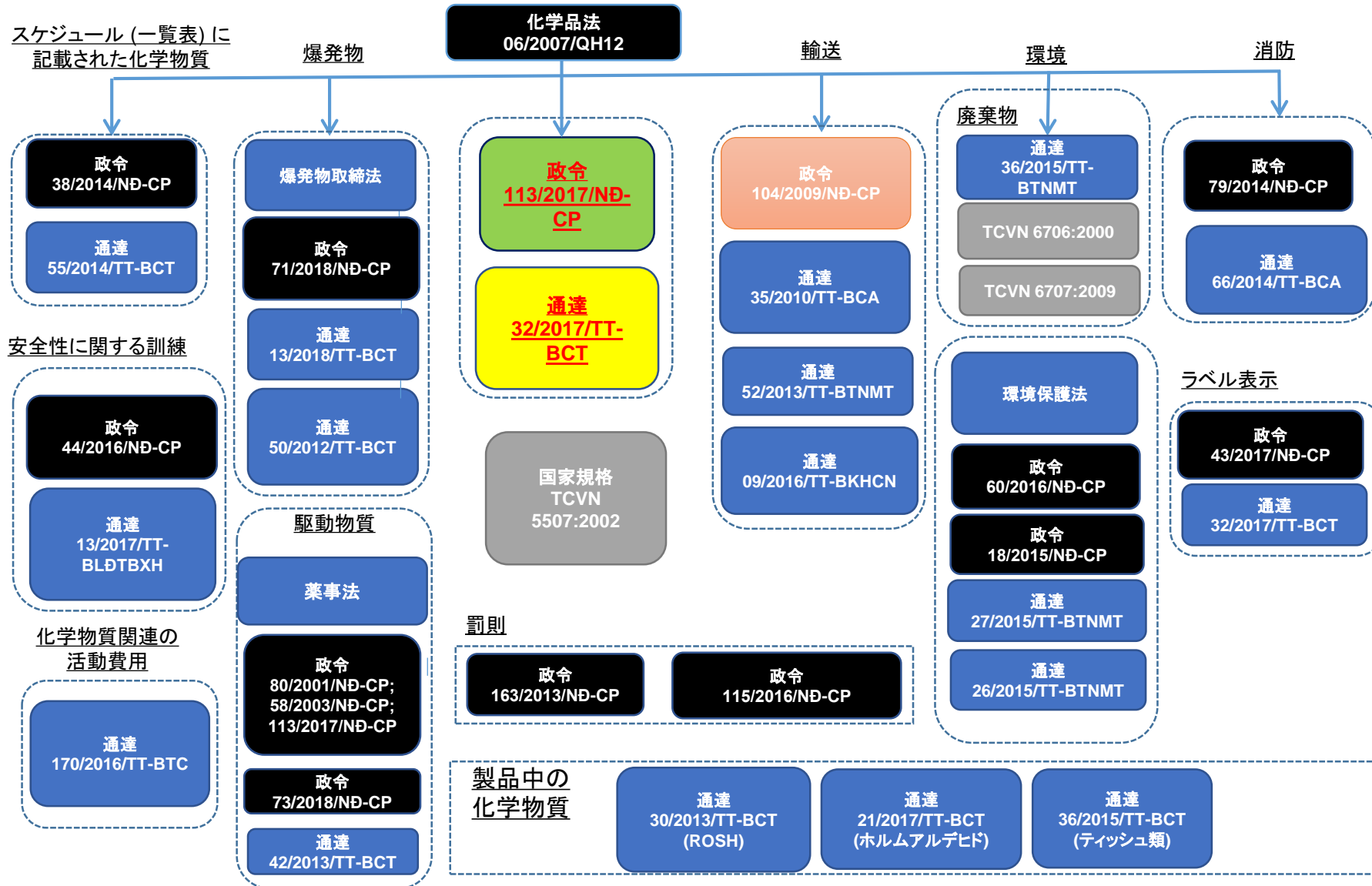
通達32/2017/TT-BCT

国家化学品インベントリ/データベース

SCM (健全な化学物質管理) に向けた動き



化学物質管理制度に関する法的枠組み



国際条約
(CWC、
SAICM、ロッ
テルダム、水
俣条約など)

国家インベントリ
/データベース

2007年化学品法

各章の内容

I

1. 適用法
2. 用語の定義
3. 主要な原則
4. 化学物質関連の活動に関する政策
5. 禁止活動

II~VII

1. 開発計画
2. 化学物質の生産/取引
3. 化学物質の分類、ラベル表示、包装、MSDS
4. 化学物質の使用
5. 化学事故の防止/回避
6. 特定の化学物質の申告、登録、通知

VIIIとIX

1. 環境保護と地域社会の安全
2. 化学物質関連の活動に関する国家行政
3. 国内機関
4. 化学物質関連の活動に関する特別検査
5. 法律違反に対する罰則
6. 紛争解決
7. 法律の施行



2007年化学品法

達成

- 化学物質関連の活動が徐々に実行されている。
- 化学物質関連の活動に関与する事業者への法執行に対する認知度が徐々に高まっている。
- 中央政府から地方自治体や関連機関に至る当局において、化学物質の管理責任に対する意識が高まっている。

課題

- 法律とその政令に重複や矛盾がある。
- 法律で分かりにくい用語が使用されており、定義を追加しなければならない用語もある。
- 行政手続、化学物質リスト、GHSなどの課題を見直さなければならない。



内容

ベトナムにおける化学物質管理制度の概要

化学品法

政令113/2017/NĐ-CP

通達32/2017/TT-BCT

国家化学品インベントリ/データベース

SCM (健全な化学物質管理) に向けた動き



政令113/2017/NĐ-CP

2017年11月25日から施行。同政令は政令108/2008/ND-CPと政令26/2011/ND-CPを置き替えるものである。

政令策定のための
原則

適切な規制を
継承

化学品法の
遵守

投資法の遵守

現実と科学的
手法への適合



政令113/2017/NĐ-CP

手続の廃止

国内管理機関による
化学事故の防止/
対応策に関する証明書

化学物質の生産のための
申告および化学物質の
使用登録に関する証明書

労働者のための化学物
質の安全性証明書

政令113/2017/NĐ-CP

条件/規制のある
化学物質の生産
/取引のための
許可/証明書

条件について

許可または証明書の発行条件として、承認された計画または対策を定めた要件の撤廃

貯蔵条件:「化学物質の貯蔵施設を所有すること、または賃貸借契約を締結すること、もしくは条件を満たす化学物質を購入する組織/個人の貯蔵施設を使用すること」

不要な文書の排除

ドシエ/手続について

証明書発行期間を12営業日に短縮

無期限の許可/証明書

政令113/2017/NĐ-CP

輸入化学物質の 申告

ナショナルシングル
ウィンドウ(NSW):
自動的に対応

免除: 許可された化学物質については1回当たりの輸入量が10kg未満 (規制化学物質には適用されない)

工業用前駆物質の 輸出入許可

免除: 総量に対する含有量がグループ1は1%未満、グループ2は5%未満の化学品

グループ1の許可期間を3カ月間から6カ月間に延長

化学物質リスト

GHS分類基準: 各化学物質は、物質名、化学式、CAS番号、HSコード別にリスト化

計画を要する化学物質リストに収載されていない全ての有害化学物質は、対策の策定が必要



政令113/2017/NĐ-CP

禁止化学物質

附属書 III
(CWC、ロッテルダム条約)

特殊用途に関する首相からの許可
(商工省大臣に権限が与えられている)

規制化学物質

附属書 II、
健康有害性
カテゴリ-1

商工省からの許可

条件つき化学物質

附属書 I、物理的危険有害性区分1、健康危険有害性区分2、環境危険有害性

商工局からの承認

申告を要する化学物質

附属書 V
(有害化学物質)

ナショナルシングルウィンドウ(NSW)

計画/対応策

附属書 IV
(セブソIII指令)

1. 計画に関する商工省からの許可
2. 企業による自主的(自己承認された)対応策

工業用前駆物質

麻薬条約

商工省からの輸出入許可

毒性化学物質

第4条 化学品法

購入管理文書

政令113/2017/NĐ-CP

第I章 一般規定

第1条 適用範囲

第2条 申請の対象

第3条 定義と用語

第II章 化学物質の生産/取引

第1節 化学物質の生産/取引における安全性を確保するための一般要件

第4条 工場と倉庫に関する要件

第5条 技術、機器、器具、包装に関する要件

第6条 化学物質の保存/輸送に関する要件

第7条 化学物質の抽出/包装に関する要件



政令113/2017/NĐ-CP

第II章 化学物質の生産/取引

第2節 産業分野における条件つき化学物質の製造/取引

第8条 産業分野における条件つき化学物質

第9条 産業分野における条件つき化学物質の生産および/または取引証明書を発行するための条件

第10条 産業分野における条件つき化学物質の生産および/または取引証明書を発行するためのドシエ/手続

第3節 工業用前駆物質の製造/取引

第11条 工業用前駆物質の生産/取引条件

第12条 工業用前駆物質の輸出または輸入許可を得るための書類/手続

第13条 工業用前駆物質の輸出または輸入許可の免除/撤回



政令113/2017/NĐ-CP

第II章 化学物質の生産/取引

第4節 産業分野において制約のある化学物質の製造/取引

第14条 産業分野における規制化学物質

第15条 産業分野における規制化学物質の生産または取引許可を得るための条件

第16条 産業分野における規制化学物質の生産または取引許可を得るためのドシエ/手続

第17条 産業分野における規制化学物質の管理

第5節 禁止化学物質、毒性化学物質

第18条 禁止化学物質

第19条 毒性化学物質

政令113/2017/NĐ-CP

第III章 化学事故の防止/対応のための計画/対応策

第20条 化学事故の防止/対応計画

第21条 化学事故の防止/対応策

第22条 危険化学物質の生産/取引のための安全距離

第IV章 化学物質の分類、MSDS

第23条 化学物質の分類

第24条 化学物質安全性データシート (MSDS)

政令113/2017/NĐ-CP

第V章 化学物質の申告

第25条 申告を要する化学物質

第26条 化学物質生産の申告

第27条 輸入化学物質の申告

第28条 申告免除

第29条 機密情報

第30条 国家化学品インベントリ/データベース

第VI章 化学物質の安全性

第31条 化学物質の安全性に関する訓練の実施

第32条 対象者は化学物質の安全性に関する訓練を受けなければならない

第33条 化学物質の安全性に関する訓練の内容、指導者、時間

第34条 化学物質の安全性に関する訓練の結果評価とドシエの保存

第35条 化学物質の安全性に関する訓練の責任



政令113/2017/NĐ-CP

第VII章 組織と施行規定

第 36条 報告体制

第 37条 化学物質関連の活動に対する国家の管理責任

第 38条 有効性

第 39条 経過規定

第 40条 組織

附属書 I. 条件つき化学物質リスト

附属書 II. 規制化学物質リスト

附属書 III. 禁止化学物質リスト

附属書 IV. 化学事故の防止/対応計画を要する有害化学物質リスト

附属書 V. 申告を要する化学物質リスト

附属書 VI. 様式



内容

ベトナムにおける化学物質管理制度の概要

化学品法

政令113/2017/NĐ-CP

通達32/2017/TT-BCT

国家化学品インベントリ/データベース

SCM (健全な化学物質管理) に向けた動き



通達32/2017/TT-BCT

- 第1条 適用範囲
- 第2条 用語の解釈
- 第3条 行政手続の実施機関
- 第4条 様式の公表
- 第5条 産業分野における化学事故の防止/対応のための計画/対応策に関する発表様式、レイアウト、内容
- 第6条 化学物質の分類/ラベル表示
- 第7条 化学物質安全性データシートの策定
- 第8条 化学物質の申告
- 第9条 報告体制
- 第10条 商工省、商工局、市場管理部における担当部署の責任
- 第11条 経過規定
- 第12条 有効性



通達32/2017/TT-BCT

化学物質管理に係る責務

行政手続の実施機関の責務

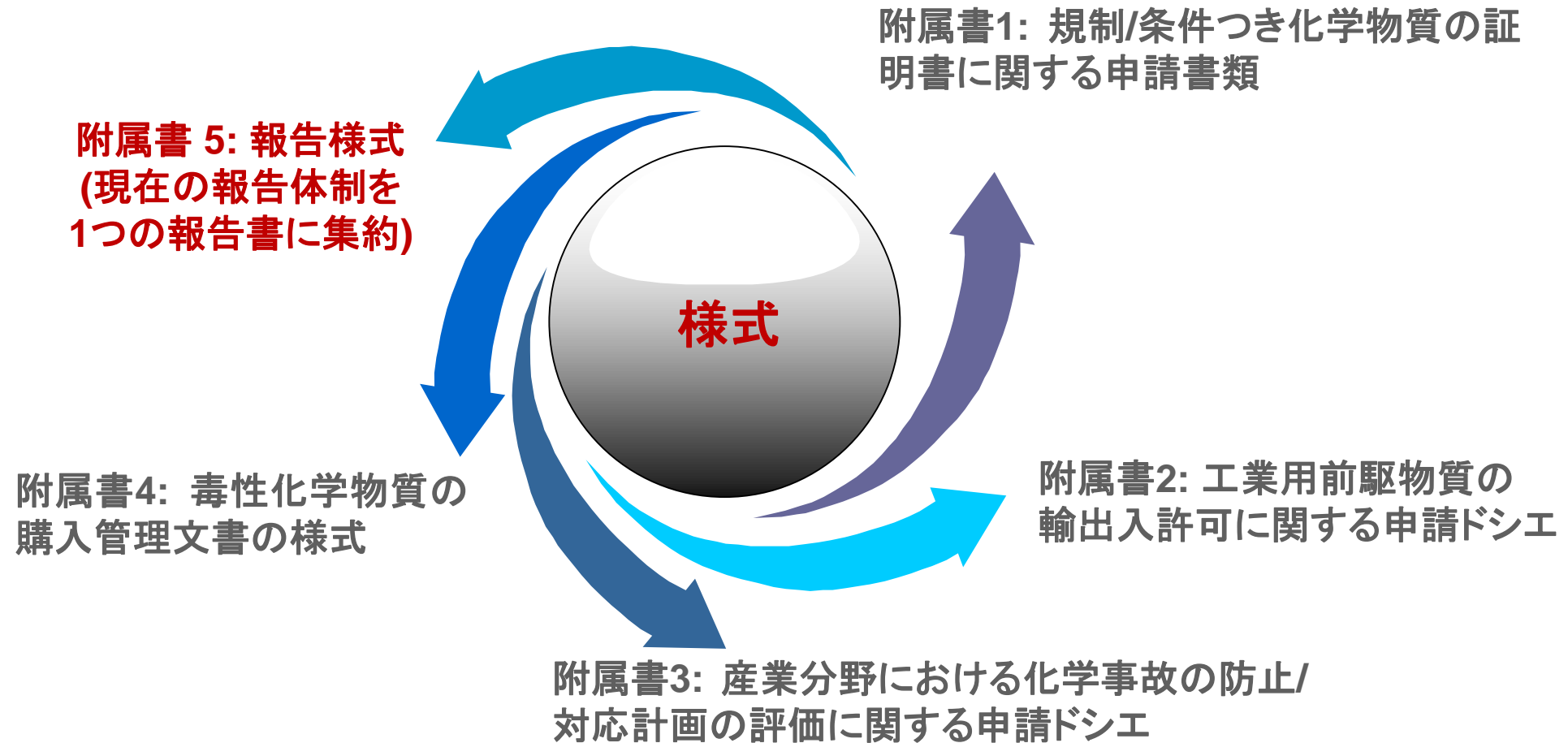
1. ベトナム化学品庁:

- 前駆物質の輸出入許可を発行
- 大臣の認可の下で産業分野における規制化学物質の生産/取引許可を発行、再発行、調整
- 産業分野における化学事故の防止/対応計画について、審議/承認を受けるための評価を行い商工省に提出

2. DOIT: 産業分野において条件つき化学物質の生産/取引証明書を発行、再発行、調整



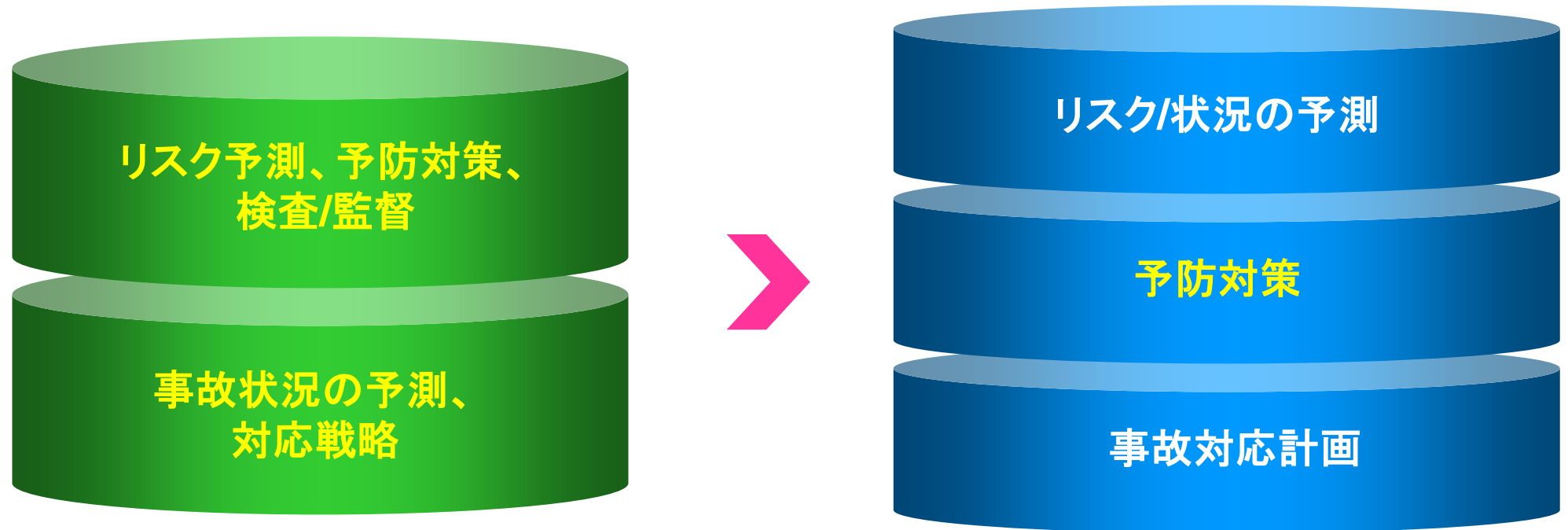
通達32/2017/TT-BCT



通達32/2017/TT-BCT

技術ガイダンス

産業分野における化学事故の防止/対応のための計画/対応策 (附属書 6)



通達32/2017/TT-BCT

技術ガイダンス

化学物質の分類

- GHS 2007年第2版（以降）の適用
- クラスと区分はほぼ変更なく、「呼吸器系有害物質」のみ変更

化学物質のラベル表示

- 政令43/2017/ND-CPに従って改訂
- 小型ラベルに関するラベル表示ガイドライン
- 化学物質のラベル/製品情報に対する組織/個人の責任を明確化

MSDS

- 様式/順序に厳密な規則はない
- 最低限必要な内容/ガイドラインのみが定められている



内容

ベトナムにおける化学物質管理制度の概要

化学品法

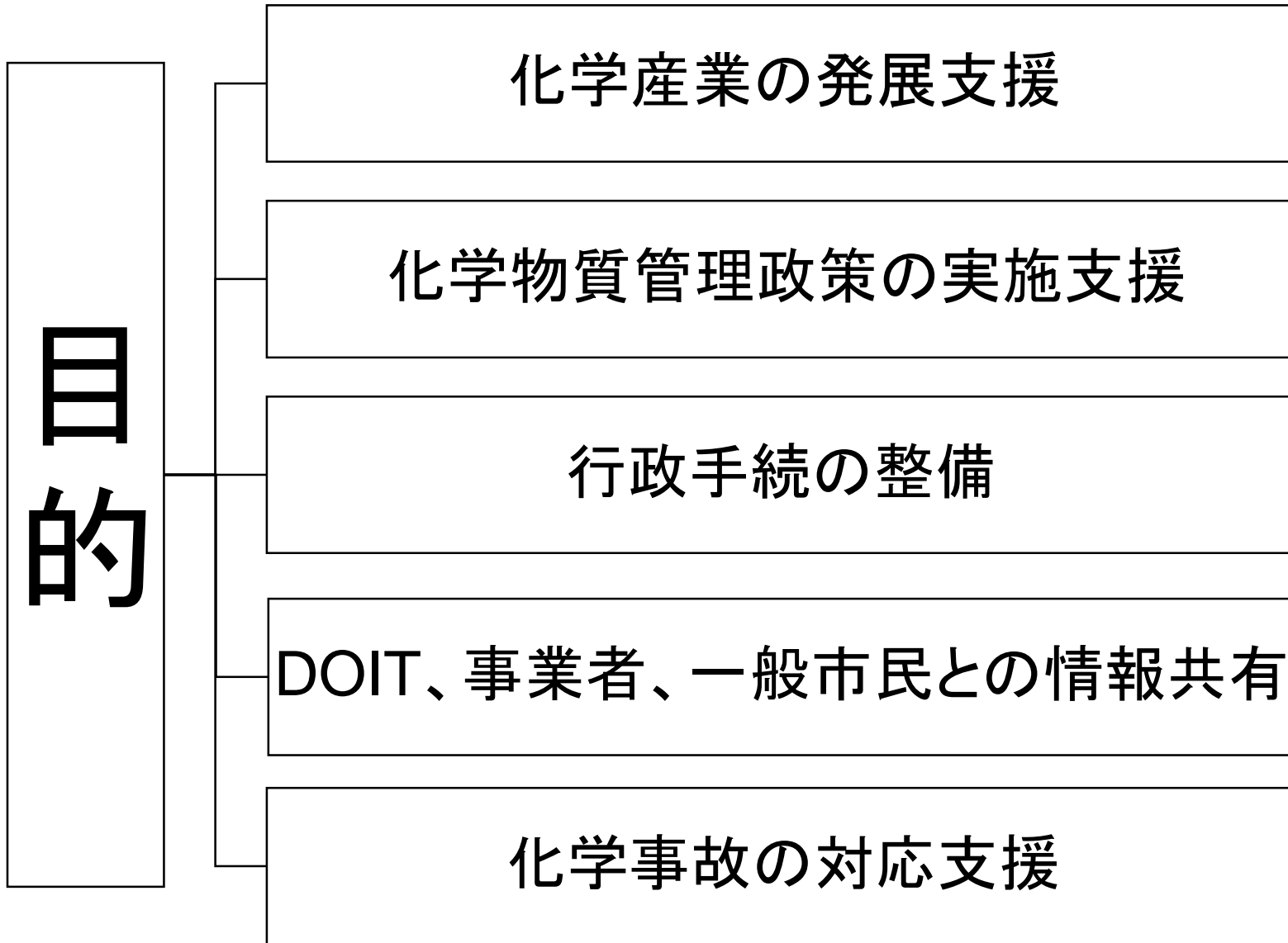
政令113/2017/NĐ-CP

通達32/2017/TT-BCT

国家化学品インベントリ/データベース

SCM (健全な化学物質管理) に向けた動き

国家化学品インベントリ/データベース



国家化学品インベントリ/データベース

国家データベース

国家
インベントリ

化学物質の
有害性情報

ばく露情報

法的枠組みの
情報

事業者
の情報
(輸出入、用途、
製品、貯蔵など)

化学事故の情
報

化学事故の対
応能力に関する
情報

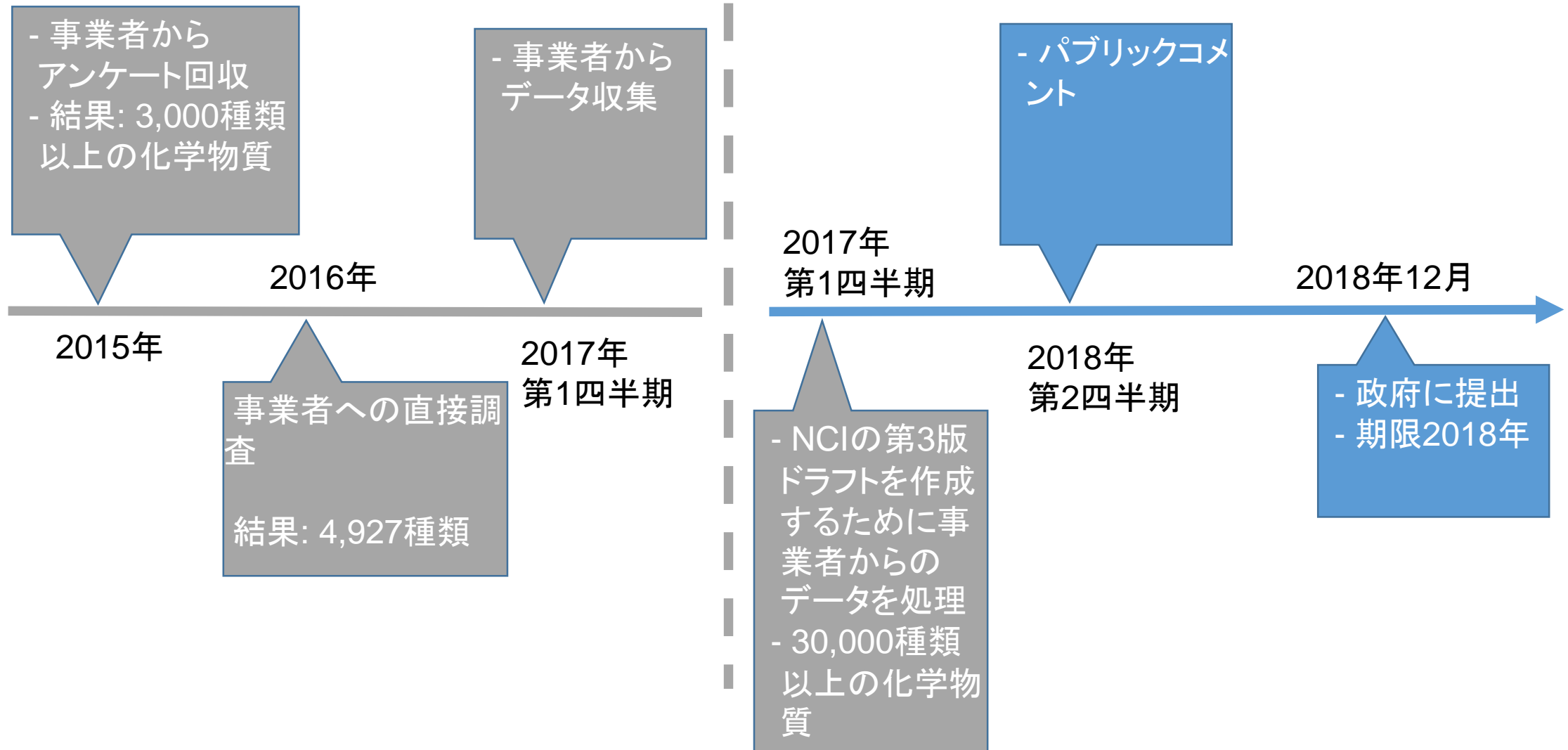
化学物質の分
類/ラベル表示

各製造/
取引拠点の
情報

事故の
影響予測



国家化学品インベントリ/データベース



内容

ベトナムにおける化学物質管理制度の概要

化学品法

政令113/2017/NĐ-CP

通達32/2017/TT-BCT

国家化学品インベントリ/データベース

SCM (健全な化学物質管理) に向けた動き

SCM (健全な化学物質管理) に向けた動き

